



平成31年度計画（案）について

区分	審議	対象範囲	法人全体
----	----	------	------

エグゼクティブサマリー

- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人の平成31年度計画を定める。
- 今回経営委員会の審議を経て次回（第20回）経営委員会において議決を行い、厚生労働大臣へ届け出る。

バックグラウンド

●独立行政法人通則法（抜粋）

第31条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（中略）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

●年金積立金管理運用独立行政法人法（抜粋）

第5条の3 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

1 次に掲げる事項の議決

□ 通則法第三十条第一項に規定する中期計画（第二十条において「中期計画」という。）及び通則法第三十一条第一項に規定する年度計画の作成又は変更

今後の予定

- 次回経営委員会の議決を経て3月29日（金）中に厚生労働大臣へ届け出たのち、HP上に公表する。

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>厚生労働大臣 塩崎 恭久</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき平成27年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示があった平成27年4月から平成32年3月までの期間における年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のとおり定める。</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 三谷 隆博</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)の平成30年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成30年3月30日</p> <p>年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 高橋 則広</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)の平成31年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p>年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 高橋 則広</p>
<p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)</p> <p>我が国の公的年金制度(厚生年金及び国民年金)は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養の考え方を基本として運営されている。このため、年金給付を行うために必要な資金をあらかじめすべて積み立てておくという考え方は採られていない。</p> <p>しかし、我が国においては、少子高齢化が急速に進行しており、現役世代の保険料のみで年金給付を賄うこととすると、保険料負担の急増又は給付水準の急激な低下は避けられない。そこで、一定の積立金を保有し、</p>			

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>その運用収入を活用する財政計画としている。</p> <p>年金積立金管理運用独立行政法人(以下「法人」という。)は、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を年金特別会計に納付するよう位置付けられており、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを役割としている。</p> <p>なお、年金積立金の運用実績は、法人設立の平成18年度から平成25年度の8年間で実質的な運用利回り(名目運用利回り-名目賃金上昇率)が2.81%と財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。</p>			
<p>第2 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成27年4月から平成32年3月までの5年間とする。</p>			
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益の</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益の</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。</p> <p>また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。)が平成27年10月1日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。</p> <p>(参考) ○厚生年金保険法第79条の2(同旨国民年金法) (略)積立金の運用は、積立金が厚生年金保険等の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。 ○年金積立金管理運用独立行政法人法第20条第2項 (略)資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その</p>	<p>的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省第一号。以下「積立金基本指針」という。)が平成27年10月1日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、管理運用主体(管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的の方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p>	<p>ために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号)(以下「積立金基本指針」という。)を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、管理運用主体(管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的の方針を策定し、公表するとともに、平成 30 年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p>	<p>ために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号)(以下「積立金基本指針」という。)を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、管理運用主体(管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的の方針を策定し、公表するとともに、平成 31 年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第79条の2及び国民年金法第75条の目的に適合するものでなければならない。			
<p>2. 国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から法人に経営委員会及び監査委員会が設置される。経営委員会は、別紙に掲げる法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、</p>	<p>2. 国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委</p>	<p>2. 国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の</p>	<p>2. 国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べるができることとなる。</p> <p>本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。</p>	<p>員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べるができる。</p> <p>本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。</p>	<p>定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べるができる。</p> <p>本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。</p>	<p>定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べるができる。</p> <p>本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。</p>
<p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1)運用の目標</p> <p>年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を定め、これに基づき管理を行うこと。</p>	<p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1)運用の目標</p> <p>年金積立金の運用は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第2条の4第1項及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。</p>	<p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1)運用の目標</p> <p>① 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。</p>	<p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1)運用の目標</p> <p>① 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。</p> <p>上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p> <p>(2)ベンチマーク収益率の確保</p> <p>各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。</p> <p>上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p> <p>(3)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。</p> <p>適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)によるリスク管理を行う</p>	<p>その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。</p> <p>また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。</p> <p>(2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p>また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産</p>	<p>② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成 30年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。</p> <p>(2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p>また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産</p>	<p>② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成 31年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。また、ベンチマークとなり得るインデックスに関する情報収集・分析を行うため、インデックス・エントリー制の導入について検討する。</p> <p>(2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p>また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>こと。 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p>① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)との乖離要因の分析等を行う。</p> <p>② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。</p> <p>③ 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。</p>	<p>全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 さらに、そのために、運用リスク管理に関する基本方針を検討し、策定する。</p> <p>① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。</p> <p>② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。</p> <p>③ 各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。 また、運用状況及びリスク負担の</p>	<p>体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p>① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。</p> <p>② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。</p> <p>③ 各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。 また、運用状況及びリスク負担の</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
	<p>また、運用体制の変更等に注意する。</p> <p>④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>⑤ 自家運用 運用ガイドラインを定め、運用状</p>	<p>状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行う。リスク分析ツール等を用いて運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握するとともに、運用体制の変更を把握し、運用コンサルタントも活用しつつ、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。</p> <p>④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況及び資産管理体制の変更を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。 信用リスクについては、随時管理する。 BCP等の観点から資産管理機関の複数化を進める。また、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の 在り方を検討する。</p> <p>⑤ 自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手</p>	<p>状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行う。リスク分析ツール等を用いて運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握するとともに、運用体制の変更を把握し、運用コンサルタントも活用しつつ、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。</p> <p>さらに、運用多様化に伴うリスク管理の高度化や運用受託機関とのエンゲージメント強化等を目的として、投資判断用データベース及び関連ツール等の整備を進める。</p> <p>④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況及び資産管理体制の変更を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。 信用リスクについては、随時管理する。 BCP等の観点から資産管理機関の複数化を進める。また、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の 体制の整備を進める。</p> <p>⑤ 自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
	況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。	法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。	法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。
<p>(4)運用手法について</p> <p>運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。</p> <p>キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。</p> <p>ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。</p> <p>収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見</p>	<p>(3)運用手法について</p> <p>運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。</p> <p>キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行う。</p> <p>ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。</p> <p>また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適</p>	<p>(3)運用手法</p> <p>① 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。</p> <p>② 各資産ともキャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。</p> <p>ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うものとする。</p> <p>③ 伝統的資産の評価ベンチマークについては、運用収益向上の観点から、見直し等を含めた検討を行う。</p> <p>④ アクティブ運用については、目標超過収益率を確保する観点から、マネジャー・ベンチマークの見直し及び 新たな実績連動報酬の導入により、運用受託機関とのアラインメントの強化を図る。パッシブ運用</p>	<p>(3)運用手法</p> <p>① 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。</p> <p>② 各資産ともキャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。</p> <p>ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うものとする。</p> <p>③ 伝統的資産の評価ベンチマークについては、運用収益向上の観点から、見直し等を含めた検討を行う。</p> <p>④ アクティブ運用については、目標超過収益率を確保する観点から、マネジャー・ベンチマークの見直し及び 実績連動報酬の導入を通じ、運用受託機関とのアラインメントを図る。パッシブ運用については、多</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>直し等の必要な措置を採ること。 外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用も検討すること。</p>	<p>時に見直す。さらに、マネジャー・エントリー制の導入を検討する。 外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討する。</p>	<p>については、多様なベンチマークへの対応を進める。</p> <p>⑤ 運用受託機関とのエンゲージメントを通じて定期的に定量的な実績を勘案した定性評価を行う とともに、マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。</p> <p>⑥ オルタナティブ資産については、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリング・フレームワークの確立に向けた取組を進め、運用受託機関毎に設定された長期の運用期間の収益目標が達成されるよう、投資進捗をモニタリングする。また、マネジャー・エントリー制を活用し、運用受託機関の採用を進めるとともに、採用にあたっては、運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、手数料体系等に留意する。</p>	<p>様なベンチマークへの対応を進める。</p> <p>⑤ 運用受託機関とのエンゲージメントを通じて定期的に定量的な実績を勘案した定性評価を行う。</p> <p>⑥ 伝統的資産については、マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。また、市場環境やキャッシュアウトの見通しを踏まえ、国内債券運用の在り方について検討を行うとともに、その代替手法に取り組む。</p> <p>⑦ オルタナティブ資産については、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリング・フレームワークに基づき、運用受託機関毎に設定された長期の運用期間の収益目標が達成されるよう、投資進捗をモニタリングする。また、マネジャー・エントリー制を活用し、運用受託機関の採用を進めるとともに、採用にあたっては、運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、手数料体系等に留意する。モニタリングの手法の改善については、継続的に取り組む。</p>
<p>(5)運用対象の多様化 新たな運用対象についても、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、物価連動国債や</p>	<p>(4)運用対象の多様化 運用対象については、第1の1の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などそ</p>	<p>(4)運用対象の多様化 ① 新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資</p>	<p>(4)運用対象の多様化 ① 新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>REIT(不動産投資信託)等を始め、年金資金運用の観点から幅広く検討を行うこと。</p> <p>また、具体的な運用対象資産の多様化については、市場環境等に関する報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討すること。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討を行うこと。</p>	<p>の多様化を図る。新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広く検討を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をする。</p>	<p>金運用の観点から幅広く検討を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。</p> <p>② オルタナティブ投資において、投資一任での運用に加え、LPS(リミテッドパートナーシップ)を活用した運用に取り組む。</p>	<p>金運用の観点から幅広く検討を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。</p> <p>② オルタナティブ投資において、投資一任での運用に加え、LPS(リミテッドパートナーシップ)を活用した運用に取り組む。</p>
<p>(6) 株式運用における考慮事項</p> <p>株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮することについて、検討すること。</p>	<p>(5) 株式運用における考慮事項</p> <p>株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮することについても、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、検討する。</p>	<p>(5) 株式運用における考慮事項</p> <p>株式運用において、財務的な要素に加えて、収益(リスク調整後リターン)確保のため、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素に関する取組も考慮した運用受託機関の総合評価を行うとともに、株式バシブ運用における ESG を考慮したマネジャー・ベンチマークに基づく運用について取組を進める。</p> <p><u>また、グローバル環境株式指数の公募結果を踏まえた取り組みを進める。</u></p> <p><u>さらに、マネジャー・エントリー制に関し、外国株式運用において ESG の考慮を投資方針に含む運用受託機関の採用も含め審査を進める。</u></p>	<p>(5) 株式運用における考慮事項</p> <p>株式運用において、財務的な要素に加えて、収益(リスク調整後リターン)確保のため、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素に関する取組も考慮した運用受託機関の総合評価を行うとともに、株式バシブ運用における ESG を考慮したマネジャー・ベンチマークに基づく運用について取組を進める。</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
		<p>なお、平成29年10月2日に、投資原則を改訂し、ESG を考慮した取り組みを含むスチュワードシップ責任(注)を果たすような様々な活動の対象を株式投資から全資産に拡大したことから、投資原則に従い、株式以外の資産においてもその資産にふさわしい活動を進める。</p> <p>(注)機関投資家が、投資先の企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。以下同じ。</p>	<p>なお、平成29年10月2日に、投資原則を改訂し、ESG を考慮した取り組みを含むスチュワードシップ責任(注)を果たすような様々な活動の対象を株式投資から全資産に拡大したことから、投資原則に従い、株式以外の資産においてもその資産にふさわしい活動を進める。</p> <p>(注)機関投資家が、投資先の企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。以下同じ。</p>
	<p>(6)財投債の管理及び運用</p> <p>平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。</p> <p>なお、当該財投債については、第1の3の(1)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。</p>	<p>(6)財投債の管理及び運用</p> <p>自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。</p>	<p>(6)財投債の管理及び運用</p> <p>自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。</p>
<p>4. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果、新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図ること。</p> <p>また、運用受託機関等の選定等に</p>	<p>4. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。)等について、毎年1回(各四半期の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。))等について</p>	<p>4. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。</p> <p>具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響</p>	<p>4. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。</p> <p>具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保すること。</p> <p>さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表すること。</p> <p>加えて、法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表すること。</p> <p>上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>は四半期ごとに)ホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図る。</p> <p>また、運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。</p> <p>さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。</p> <p>加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表する。</p> <p>これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。</p>	<p>に留意するものとする。</p> <p>(1) 広報戦略を策定し、広報の方向性や効果的なコミュニケーションツール(SNSを含む)の位置づけ等を明確化するとともに、広報活動の評価(効果測定を含む)を行う。</p> <p>(2) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。</p> <p>(3) 管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針をホームページにより公開する。</p> <p>(4) ホームページについて、資料をより迅速に掲載するとともに、利用者アクセスの利便性を図る。また、英文情報発信の一層の拡大を図る。</p> <p>(5) 平成29年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。)については、7月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。また、平成30年度の四半期の運用状況については、期末日の翌々月の第一金曜日にホームページ等により情報</p>	<p>に留意するものとする。</p> <p>(1) 広報戦略を策定し、広報の方向性や効果的なコミュニケーションツール(SNSを含む)の位置づけ等を明確化するとともに、広報活動の評価(効果測定を含む)を行う。</p> <p>(2) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。</p> <p>(3) 管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針をホームページにより公開する。</p> <p>(4) ホームページについて、資料をより迅速に掲載するとともに、利用者アクセスの利便性を図る。また、英文情報発信の一層の拡大を図る。</p> <p>(5) 平成30年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。)については、7月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。また、平成31年度の四半期の運用状況については、期末日の翌々月の第一金曜日にホームページ等により情報</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
		<p>を公開する。 具体的な公表日は、平成 29 年度の管理及び運用実績の状況は7月6日に、平成 30 年度の四半期の運用状況は8月3日、11月2日、2月1日とする。</p> <p>(6) 監査委員会及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報を公開する。</p> <p>(7) スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。</p> <p>(8) 運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。 さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。 加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表する。</p> <p>(9) 運用における ESG の取り組みを評</p>	<p>を公開する。 具体的な公表日は、平成 30 年度の管理及び運用実績の状況は7月5日に、平成 31 年度の四半期の運用状況は8月2日、11月1日、2月7日とする。</p> <p>(6) 監査委員会及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報を公開する。</p> <p>(7) スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。</p> <p>(8) 運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。 さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。 加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表する。</p> <p>(9) 運用における ESG の取り組みを評価</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
		<p>価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から ESG レポート(仮称)を作成する。</p>	<p>し、投資の効果を確保するとともに、透明性を確保する観点から ESG 活動報告を作成する。</p>
<p>5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1)モデルポートフォリオの策定</p> <p>他の管理運用主体(国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定めること。</p> <p>経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。なお、経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに当たって、モデルポートフォリオを参酌して他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。</p>	<p>5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1)モデルポートフォリオの策定</p> <p>経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。なお、経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討する。</p>	<p>5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p>	<p>5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p>
<p>(2)モデルポートフォリオの見直し</p> <p>策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるとき、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。</p>	<p>(2)モデルポートフォリオの見直し</p> <p>策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるとき、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更する。ま</p>		

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画			
		30年度計画		31年度計画(案)	
また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。	また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証は、少なくとも基本ポートフォリオの定期的な検証において必要と判断されたときに実施する。				
<p>(3)基本ポートフォリオの策定 経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が高い場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。</p>	<p>(3)基本ポートフォリオの基本的考え方 経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が高い場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。</p> <p>(4)基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容する</p>	<p>(1)基本ポートフォリオ モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 ただし、国内債券の償還金及び利金が積み上がる中、近時の市場環境において国内債券への機械的な再投資は必ずしも被保険者の利益にならない可能性があることを踏まえ、当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅については、弾力的に適用する。 なお、弾力的に適用する場合であっても、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合は国内債券の乖離許容幅の範囲内にとどめるとともに、市場環境を踏まえたリスク管理を徹底した上で、経営委員会に適切に状況報告を行い、市場環境等に変化があれば、本措置を見直すこととする。</p>	<p>(1)基本ポートフォリオ モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 ただし、国内債券の償還金及び利金が積み上がる中、近時の市場環境において国内債券への機械的な再投資は必ずしも被保険者の利益にならない可能性があることを踏まえ、当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅については、弾力的に適用する。 なお、弾力的に適用する場合であっても、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合は国内債券の乖離許容幅の範囲内にとどめるとともに、市場環境を踏まえたリスク管理を徹底した上で、経営委員会に適切に状況報告を行い、市場環境等に変化があれば、本措置を見直すこととする。 さらに、次期基本ポートフォリオ案の策定に伴い、各資産の資産構成割合の乖離許容幅について、必要に応じてその適用の在り方を検討する。</p>		
			国内債券 国内株式 外国債券 外国株式		国内債券 国内株式 外国債券 外国株式

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画																								
		30年度計画				31年度計画(案)																				
	ものとする。	資産構成割合	35%	25%	15%	25%	資産構成割合	35%	25%	15%	25%															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>国内債券</td> <td>国内株式</td> <td>外国債券</td> <td>外国株式</td> </tr> <tr> <td>資産構成割合</td> <td>35%</td> <td>25%</td> <td>15%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±10%</td> <td>±9%</td> <td>±4%</td> <td>±8%</td> </tr> </table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産構成割合	35%	25%	15%	25%	乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%	乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%	乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																						
資産構成割合	35%	25%	15%	25%																						
乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%																						
	<p>(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。</p> <p>また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</p>	<p>(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。</p> <p>また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</p>				<p>(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。</p> <p>また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</p> <p>さらに、厚生労働大臣から示される積立金基本指針及び厚生労働省で行われる財政検証に基づき、次期モデルポートフォリオ案を他の管理運用主体と共同して策定する。</p> <p>また、次期モデルポートフォリオ案を参酌し管理運用法人の次期基本ポートフォリオ案を策定する。</p>																				
<p>(4)基本ポートフォリオの見直し</p> <p>市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直</p>	<p>(5)基本ポートフォリオの見直し</p> <p>市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、</p>	<p>(2)基本ポートフォリオの見直し</p> <p>基本ポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境に変化がないかの検証を行う。</p> <p>また、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討</p>				<p>(2)基本ポートフォリオの見直し</p> <p>基本ポートフォリオについて、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。</p>																				

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ(基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。)を策定すること。</p>	<p>中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ(基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。)を策定する。</p>	<p>を行う。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、経営委員会の審議を経て議決を行い、変更する。</p>	<p>これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオの検討を行う。</p>
<p>6. 年金積立金の管理及び運用に関する遵守すべき事項 (1) 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。</p>	<p>6. 年金積立金の管理及び運用に関する遵守すべき事項 (1) 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。</p>	<p>6. 年金積立金の管理及び運用に関する遵守すべき事項 (1) 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。</p>	<p>6. 年金積立金の管理及び運用に関する遵守すべき事項 (1) 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。</p>
<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシ</p>	<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。</p> <p>① 運用受託機関ごと(自家運用を含む。)に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。</p> <p>② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p>	<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。</p> <p>① 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。</p> <p>② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の</p>	<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。</p> <p>① 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。</p> <p>② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>ブ責任(機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。)を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。</p> <p>企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。</p>	<p>③ 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシップ責任(機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。)を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。</p>	<p>選択は行わない。</p> <p>③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使を含むスチュワードシップ活動の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関からは、議決権行使に係るガイドラインの提出及び議決権行使状況の年2回の報告を求める。ガイドライン及び議決権行使状況を含む運用受託機関のスチュワードシップ責任に係る取組については、平成29年6月1日制定の「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を踏まえた管理運用法人と運用受託機関間の双方向のコミュニケーションによるエンゲージメントを通じた評価を行う。</p> <p>④ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成29年5月29日改訂日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、平成29年8月1日改定の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿った対応を行う。</p> <p>また、スチュワードシップを重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応した評価方法や手数料体系を検討する。</p> <p>さらに、アセットオーナーである管理運用法人と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場とし</p>	<p>選択は行わない。</p> <p>③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使を含むスチュワードシップ活動の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関からは、議決権行使に係るガイドラインの提出及び議決権行使状況の年2回の報告を求める。ガイドライン及び議決権行使状況を含む運用受託機関のスチュワードシップ責任に係る取組については、平成29年6月1日制定の「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を踏まえた管理運用法人と運用受託機関間の双方向のコミュニケーションによるエンゲージメントを通じた評価を行う。</p> <p>④ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成29年5月29日改訂日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、平成29年8月1日改定の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿った対応を行う。</p> <p>また、スチュワードシップを重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応した評価方法や手数料体系を検討する。</p> <p>さらに、アセットオーナーである管理運用法人と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場とし</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
		て企業・アセットオーナーフォーラムを開催するとともに、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場としてグローバル・アセットオーナーフォーラムを開催し、外国株式運用受託機関のステュワードシップ責任に係る取組状況についての評価にも活用する。	て企業・アセットオーナーフォーラムを開催するとともに、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場としてグローバル・アセットオーナーフォーラムを開催し、外国株式運用受託機関のステュワードシップ責任に係る取組状況についての評価にも活用する。
(3)年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。	(3)年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入に活用等必要な機能の強化を図る。	(3)年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。	(3)年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。
(4)他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。	(4)他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	(4)他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	(4)他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
7. 管理及び運用の透明性の向上 第3の4にあるとおり、管理及び運用業務の透明性の向上を図ること。			
8. 管理及び運用能力の向上 (1)高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を図ること。	7. 管理及び運用能力の向上 (1)高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行う。	7. 管理及び運用能力の向上 (1)高度で専門的な人材の確保とその活用等 ① 高度で専門的な人材については、運用の多様化に合わせ必要とする業務を明らかにするとともに、採用に当たっては、専門的能力の精査を行う。また、人材の受入に当たっ	7. 管理及び運用能力の向上 (1)高度で専門的な人材の確保とその活用等 ① 高度で専門的な人材については、運用の多様化に合わせ必要とする業務を明らかにするとともに、採用に当たっては、専門的能力の精査を行う。また、人材の受入に当たっ

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>また、高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を図ること。</p> <p>さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。</p> <p>なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすく説明すること。</p> <p>専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進すること。</p> <p>上記の事項は、長期的な経済、運用環境の変化に即した対応のための重要な手段であることから優先的に行うこと。</p>	<p>また、高度で専門的な人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。</p> <p>さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、管理運用法人の職員の業務遂行能力の向上を目指す。</p> <p>なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行う。</p> <p>専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進する。</p>	<p>ては、運用能力を発揮できるよう環境整備を行う。</p> <p>② 高度で専門的な人材の管理運用法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。</p> <p>③ 職員の業務の遂行能力の向上を目的とした高度で専門的な人材等を活用した研修等を行う。</p> <p>④ 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、民間企業等の報酬水準と比較する手法により国民に分かりやすい説明を行う。</p> <p>⑤ 専門人材の強化等については、経営委員会の適切な監督の下、推進する。</p>	<p>ては、運用能力を発揮できるよう環境整備を行う。</p> <p>② 高度で専門的な人材の管理運用法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。</p> <p>③ 職員の業務の遂行能力の向上を目的とした高度で専門的な人材等を活用した研修等を行う。</p> <p>④ 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、民間企業等の報酬水準と比較する手法により国民に分かりやすい説明を行う。</p> <p>⑤ 専門人材の強化等については、経営委員会の適切な監督の下、推進する。</p>
<p>(2)運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討すること。</p> <p>また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ること。</p>	<p>(2)運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行う。</p> <p>また、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの</p>	<p>(2)運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、複線的なリスク管理を進める。</p> <p>併せて、オルタナティブ投資において、LPS を活用した運用に取り組むことに伴い、必要なリスク管理体制を検討・構築する。</p> <p>運用にかかる損失の危険の管理を目的として、先物外国為替(市場デリ</p>	<p>(2)運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、複線的なリスク管理を進める。</p> <p>併せて、オルタナティブ投資において、LPS を活用した運用に取り組むことに伴い、必要なリスク管理体制を検討・構築する。</p> <p>運用にかかる損失の危険の管理を目的として、先物外国為替(市場デリ</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
	整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。	<p>バティブ)及び株価指数先物の運用に向けた体制を検討・構築する。</p> <p>また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化について、海外公的年金の実施事例等を踏まえ、ストレステスト等を充実する。</p> <p>ポートフォリオ全体のリスク管理システムの運用について、次期中期計画に向けた調査・検討を行う。</p> <p>上記の取組みを通じて、全体のリスク管理フレームワークの高度化を図る。</p>	<p>バティブ)及び株価指数先物の運用に向けた体制を検討・構築する。</p> <p>また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化について、海外公的年金の実施事例等を踏まえ、ストレステスト等により多様な運用対象に対応する事前分析等を充実する。また、長期の多期間シナリオ分析及び信用リスク分析について調査・検討を行う。</p> <p>ポートフォリオ全体のリスク管理システムの運用について、次期中期計画に向けた調達を行う。</p> <p>運用の多様化に伴うリスク管理の高度化を推進するため、投資判断用データベース等の整備を進める。</p> <p>上記の取組みを通じて、運用リスク管理規程に基づき、全体のリスク管理フレームワークの高度化を図る。</p>
<p>9. 調査研究業務</p> <p>(1)調査研究業務の充実</p> <p>法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられているが、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。</p> <p>現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を当該人材を含めた法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積すること</p>	<p>8. 調査研究業務</p> <p>(1)調査研究業務の充実</p> <p>法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられているが、高度で専門的な人材を活用した管理運用法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う。</p> <p>また、調査研究業務については、大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当</p>	<p>8. 調査研究業務</p> <p>(1)調査研究業務の充実</p> <p>① 管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を大学やシンクタンク等を活用して積極的に行う。なお、調査研究の実施に当たっては、管理運用法人の職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。</p> <p>② 年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として、「GPIF Finance Awards」を実施する。</p>	<p>8. 調査研究業務</p> <p>(1)調査研究業務の充実</p> <p>① 管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を大学やシンクタンク等を活用して積極的に行う。なお、調査研究の実施に当たっては、管理運用法人の職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。</p> <p>② 年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として、「GPIF Finance Awards」を実施する。</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
を目指すこと。	該人材を含めた管理運用法人の職員が担うことを検討する。	<p>③ 内外の経済動向の把握については経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者を活用し、適切なリバランス及びキャッシュアウトのため、市場及び地政学的リスク等に関する情報収集・分析を行う。</p> <p>④ 世界銀行と共同で、持続的な投資の促進に向け、債券投資におけるESGについて、ベンチマーク、ガイドライン、格付手法、リスク分析など実務的な課題に関して引き続き研究を行う。</p> <p>⑤ 年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。</p> <p>⑥ 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。</p>	<p>③ 内外の経済動向の把握については経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者を活用し、適切なリバランス及びキャッシュアウトのため、市場及び地政学的リスク等に関する情報収集・分析を行う。また ESG リスクの分析・管理のため、ESG に関する情報の整備・拡充を図る。</p> <p>④ 持続的な投資の促進に向け、調査研究を踏まえ、債券投資におけるESGについて、投資に向けた実務的な検討を行う。</p> <p>⑤ 年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。</p> <p>⑥ 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。</p>
(2)調査研究業務に関する情報管理 具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守	(2)調査研究業務に関する情報管理 具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、管理運用法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務	(2)調査研究業務に関する情報管理 共同研究者又は委託研究機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。	(2)調査研究業務に関する情報管理 共同研究者又は委託研究機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。	務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底する。	また、選定先等候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。	また、選定先等候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。
第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直す。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。 (2) 人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。 (2) 人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。
2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費(退職手当及び事務所移転経費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、平成27年10月から始まる被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費(退職手当及び事務所移転経費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、平成27年10月から始まる被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.3	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費(退職手当を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき平成30年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成29年度と比べて1.34%以上の効率化を行う。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費(退職手当を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき平成31年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成30年度と比べて1.34%以上の効率化を行う。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>1. 34%以上の効率化を図ること。</p> <p>人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第3の8の(1)により対応すること。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。</p>	<p>4%以上の効率化を行う。</p> <p>人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の7の(1)により対応すること。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。</p>	<p>対応できるよう、必要な人員体制を確保する。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の7の(1)により対応すること。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、引き続き低減に努めつつ、運用受託機関の選定等を行う際には、運用実績や付加価値(スチュワードシップ活動を含む。)に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう努める。</p>	<p>対応できるよう、必要な人員体制を確保する。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の7の(1)により対応すること。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、引き続き低減に努めつつ、運用受託機関の選定等を行う際には、運用実績や付加価値(スチュワードシップ活動を含む。)に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう努める。</p>
<p>3. 契約の適正化</p> <p>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p>	<p>3. 契約の適正化</p> <p>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p>	<p>3. 契約の適正化</p> <p>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p>	<p>3. 契約の適正化</p> <p>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p>
<p>4. 業務の電子化の取組</p> <p>運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の</p>	<p>4. 業務の電子化の取組</p> <p>多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営</p>	<p>4. 業務の電子化の取組</p> <p>多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電</p>	<p>4. 業務の電子化の取組</p> <p>多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
向上を図ること。	の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。	子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率性の向上を図る。特に、紙文書と電子文書の統合管理に向けた取組を推進する。	子化、ペーパーレス化、RPA化等に取り組み、業務運営の効率性の向上を図る。特に、紙文書と電子文書の統合管理に向けた取組を推進する。
第5 財務内容の改善に関する事項 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成30年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成31年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。
	第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり	第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり	第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり
	第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。	第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。	第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。
	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし
	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし
	第8 剰余金の使途 なし	第8 剰余金の使途 なし	第8 剰余金の使途 なし

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>法人は、平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。</p> <p>また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。</p> <p>さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。</p>	<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」及び経営委員会が策定する「行動規範」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> <p>なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を図る。</p> <p>さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し一定の制約を設ける。</p>	<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>(1)業務方法書に基づき、内部統制体制を強化するため設置した内部統制委員会などにより、リスク管理やコンプライアンスの徹底を図る。</p> <p>(2)年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。</p> <p>また、運用受託機関等に対して、ガバナンス体制及び利益相反の防止体制の確立並びに関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> <p>(3)コンプライアンス・オフィサーやリーガル・オフィサー等を活用し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施する。</p>	<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>(1)業務方法書に基づき、内部統制体制を強化するため設置した内部統制委員会などにより、リスク管理やコンプライアンスの徹底を図る。</p> <p>(2)新たな業務リスク等管理について、試行の結果を踏まえ、業務リスク等管理規程を制定し、管理運用法人の業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの対応等を行う。</p> <p>(3)年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。</p> <p>また、運用受託機関等に対して、ガバナンス体制及び利益相反の防止体制の確立並びに関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> <p>(4)コンプライアンス・オフィサーやリーガル・オフィサー等を活用し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施する。</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
		<p>(4)運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関する制約に関して適切な運用を行う。</p> <p>(5)管理運用法人のガバナンス体制の変更に伴い、経営委員会の立場から、現行規程の変更を行う。</p>	<p>(5)運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関する制約に関して適切な運用を行う。</p>
<p>2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させること。</p>	<p>2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>監査委員会は、管理運用法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させる。</p>	<p>2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>監査委員会は、管理運用法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させる。</p>	<p>2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>監査委員会は、以下の点を重点に監査及び監視を行う。</p> <p>(1)ガバナンス強化の一環として平成30年度に大幅に見直した内部規程の施行状況を監視し、その実効性を検証する。</p> <p>(2)監査委員が契約審査会や投資委員会に陪席することにより、管理運用法人の契約関係の公正性を確認するとともに、監査委員会が外部有識者を含む契約監視委員会を複数回開催し、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行う。</p> <p>(3)監査委員会が、会計監査人候補者の選定を行うとともに、会計監査人及び監査室との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高める。</p>
<p>3. 情報セキュリティ対策</p> <p>情報セキュリティポリシー(基本方針)に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能</p>	<p>3. 情報セキュリティ対策</p> <p>情報セキュリティポリシー(基本方針)に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十</p>	<p>3. 情報セキュリティ対策</p> <p>情報セキュリティポリシー(基本方針)に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能して</p>	<p>3. 情報セキュリティ対策</p> <p>情報セキュリティ管理規程(基本方針)に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能して</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
<p>していることを日常的に確認すること。</p> <p>また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築すること。</p>	<p>分に機能していることを日常的に行う。</p> <p>また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を管理運用法人が自ら評価する仕組みを構築する。</p>	<p>いることを日常的に行う。</p> <p>運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。</p> <p>また、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。</p>	<p>いることを日常的に行う。</p> <p>運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。</p> <p>また、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。</p>
<p>4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保</p> <p>主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。</p>	<p>4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保</p> <p>主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。</p>		
	<p>5. 施設及び設備に関する計画</p> <p>なし</p>	<p>4. 施設及び設備に関する計画</p> <p>なし</p>	<p>4. 施設及び設備に関する計画</p> <p>なし</p>
	<p>6. 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>5. 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附帯する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>5. 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附帯する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>
	<p>7. 職員の人事に関する計画</p> <p>(1)業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。</p>	<p>7. 職員の人事に関する計画</p> <p>(1)業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。また、政府の働き方改革実行計画(平成29年3月28日決定)を踏まえる等、職員がより働きやすい環境の実現に向けて検討を行い、必要な措置を講じる。</p>	<p>7. 職員の人事に関する計画</p> <p>(1)業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。また、政府の働き方改革実行計画(平成29年3月28日決定)を踏まえる等、職員がより働きやすい環境の実現に向けて検討を行い、必要な措置を講じる。</p>

中期目標 (27.4.1 厚労大臣より指示)	中期計画 (27.4.1 厚労大臣の認可)	年度計画	
		30年度計画	31年度計画(案)
	<p>(2) 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>(4) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p>	<p>(2) 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>(4) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p>	<p>(2) 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>(4) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p>

平成31年度計画(案)における主要な変更点等

項番	30年度計画	31年度計画(案)	《主な変更趣旨》
①	(P6) 3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1)運用の目標 ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。	(P6) 3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1)運用の目標 ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。また、ベンチマークとなり得るインデックスに関する情報収集・分析を行うため、インデックス・エントリー制の導入について検討する。	○文言の追加 ⇒ 平成31年度において実施予定であるため
②	(P7) (2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 さらに、そのために、運用リスク管理に関する基本方針を検討し、策定する。	(P7) ＜削除＞	○文言の削除 ⇒ 平成30年度中に基本方針を策定したため。
③	(P8) ＜新規＞	(P8) ③各運用受託機関 さらに、運用多様化に伴うリスク管理の高度化や運用受託機関とのエンゲージメント強化等を目的として、投資判断用データベース及び関連ツール等の整備を進める。	○文言の追加 ⇒ 運用多様化に伴うリスク管理の高度化や運用受託機関とのエンゲージメント強化等を目的として、2021年4月に本稼働開始の投資判断用データサービスおよび投資判断用データを有効活用するためのツール等(ITデザイン)の整備を行うもの。
④	(P8) ④各資産管理機関 BCP等の観点から資産管理機関の複数化を進める。また、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の在り方を検討する。	(P8) ④各資産管理機関 BCP等の観点から資産管理機関の複数化を進める。また、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制の整備を進める。	○文言の修正 ⇒ 資産管理の在り方の検討については、2017年に実施した「資産管理の在り方プロジェクト(クローバープロジェクト)」において、会計用データベースと投資判断用データベースを分離して、データ管理を高度化する方向性が示され、2018年度は投資判断用データのサービス業者の調達に向けたプロジェクト(チェリープロジェクト)において、広く情報提供依頼(RFI)を行い、これに基づき、運用多様化に対するリスク管理の高度化、運用受託機関とのエンゲージメント強化等を目的として、投資判断用データサービスを調達することとしている。 平成31年度は、投資判断用データサービスを調達に係る選定、契約、導入準備を実施し、同時に、DMO機能(法人内のデータ基盤の位置づけや管理方針等を明確化し、組織的にデータ基盤の規律を保つ役割・

項番	30年度計画	31年度計画(案)	《主な変更趣旨》
			機能)の導入の準備行う予定にしているため変更するもの。
⑤	(P9) (3)運用手法 ④ アクティブ運用については、目標超過収益率を確保する観点から、マネジャー・ベンチマークの見直し及び 新たな実績連動報酬の導入により 、運用受託機関とのアライメントの強化を図る。パッシブ運用については、多様なベンチマークへの対応を進める。	(P9) (3)運用手法 ④ アクティブ運用については、目標超過収益率を確保する観点から、マネジャー・ベンチマークの見直し及び 実績連動報酬の導入を通じ 、運用受託機関とのアライメントを図る。パッシブ運用については、多様なベンチマークへの対応を進める。	○文言の修正 ⇒既存のアクティブ運用受託機関について、実績連動報酬の導入が一通り進捗したことから、記述を変更するもの。
⑥	(P10) ⑤ 運用受託機関とのエンゲージメントを通じて定期的に定量的な実績を勘案した定性評価を行う とともに 、マネジャー・エン트리制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。	(P10) ⑤ 運用受託機関とのエンゲージメントを通じて定期的に定量的な実績を勘案した定性評価を行う。 ⑥ 伝統的資産については 、マネジャー・エン트리制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。 また、市場環境やキャッシュアウトの見通しを踏まえ、国内債券運用の在り方について検討を行うとともに、その代替手法に取り組む。	○文言の修正 ⇒ オルタナティブ投資における投資一任についても、伝統資産と同様に、年に一度運用受託機関の総合評価を行っているため、後段の、伝統的資産におけるマネジャー・エン트리制の文言と分けて記載。 ⇒ 現下の市場環境等に鑑み、経営委員会における議論を踏まえ、国内債券の代替手法としての為替ヘッジ付き外国債券等の活用を想定。また、会計検査院より指摘されている、キャッシュアウト等対応ファンドの在り方について、財政検証の結果等を踏まえた検討を行う。
⑦	(P10) ⑥ オルタナティブ資産については、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリング・フレームワーク の確立に向けた取組を進め 、運用受託機関毎に設定された長期の運用期間の収益目標が達成されるよう、投資進捗をモニタリングする。また、マネジャー・エン트리制を活用し、運用受託機関の採用を進めるとともに、採用にあたっては、運用受託機関とのアライメントを強化する観点から、手数料体系等に留意する。	(P10) ⑦ オルタナティブ資産については、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリング・フレームワーク に基づき 、運用受託機関毎に設定された長期の運用期間の収益目標が達成されるよう、投資進捗をモニタリングする。また、マネジャー・エン트리制を活用し、運用受託機関の採用を進めるとともに、採用にあたっては、運用受託機関とのアライメントを強化する観点から、手数料体系等に留意する。 モニタリングの手法の改善については、継続的に取り組む。	○文言の修正 ⇒ 平成31年度は、平成30年度に確立したモニタリング・フレームワークに基づき、運用受託機関のモニタリングを行うため、下線部を変更するもの。
⑧	(P11) また、グローバル環境株式指数の公募結果を踏まえた取り組みを進める。	(P11) <削除>	○文言の削除 ⇒グローバル環境株式指数の公募が終了し、投資も行っているため
⑨	(P11)	(P11)	○文言の削除

項番	30年度計画	31年度計画(案)	《主な変更趣旨》
	(5)株式運用における考慮事項 さらに、マネジャー・エントリー制に関し、外国株式運用において ESG の考慮を投資方針に含む運用受託機関の採用も含め審査を進める。	<削除>	⇒審査は終了しているため。
⑩	(P15) 4. 透明性の向上 (9)運用における ESG の取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から ESG レポート(仮称)を作成する。	(P15) 4. 透明性の向上 (9)運用における ESG の取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から ESG 活動報告を作成する。	○文言の修正 ⇒ESGレポート(仮称)が、ESG 活動報告の名称で確定したため
⑪	(P16) 5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1)基本ポートフォリオ <追加>	(P16) 5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1)基本ポートフォリオ さらに、次期基本ポートフォリオ案の策定に伴い、各資産の資産構成割合の乖離許容幅について、必要に応じてその適用の在り方を検討する。	○文言の追記 ⇒ 中期目標期間の最終年度であることから、次期基本ポートフォリオ案を策定する必要があるため、それに合わせて文言を追記する。
	<追加>	さらに、厚生労働大臣から示される積立金基本指針及び厚生労働省で行われる財政検証に基づき、次期モデルポートフォリオ案を他の管理運用主体と共同して策定する。 また、次期モデルポートフォリオ案を参酌し管理運用法人の次期基本ポートフォリオ案を策定する。	(参考)平成26年度計画 厚生労働大臣から示される積立金基本指針及び厚生労働省で行われる財政検証に基づき、モデルポートフォリオを他の管理運用主体と共同して作成、公表する。 また、モデルポートフォリオを参酌し管理運用法人の次期基本ポートフォリオを策定する。
⑫	(P17) (2)基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境に変化がないかの検証を行う。 また、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、経営委員会の審議を経て議決を行い、変更する。	(P17) (2)基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオの検討を行う。	○文言の変更 ⇒ 中期目標期間の最終年度であることから、「基本ポートフォリオの検証を行う」の文言を削除し、中期計画の文言に合わせて変更する。

項番	30年度計画	31年度計画(案)	《主な変更趣旨》
⑬	(P22) (2)運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化について、海外公的年金の実施事例等を踏まえ、ストレステスト等を充実する。	(P22) (2)運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化について、海外公的年金の実施事例等を踏まえ、ストレステスト等により多様な運用対象に対応する事前分析等を充実する。また、長期の多期間シナリオ分析及び信用リスク分析について調査・検討を行う。	○文言の追記 ⇒ 短期のボラティリティだけでなく長期のリスク分析について調査・検討する必要があるため。また、運用の多様化に伴い信用リスク分析の充実についても調査・検討する必要があるため。
⑭	(P22) ポートフォリオ全体のリスク管理システムの運用について、次期中期計画に向けた調査・検討を行う。	(P22) ポートフォリオ全体のリスク管理システムの運用について、次期中期計画に向けた調達を行う。	○文言の修正 ⇒ 調査・検討の時期は平成30年度で終了し、実際に調達の段階にあるため。
⑮	<新規>	(P22) 運用の多様化に伴うリスク管理の高度化を推進するため、投資判断用データベース等の整備を進める。	○文言の追加 ⇒ 2021年4月に本稼働開始の投資判断用データサービス及びDMO機能(法人内のデータ基盤の位置づけや管理方針等を明確化し、組織的にデータ基盤の規律を保つ役割・機能)の導入の準備のための整備を行うため。
⑯	(P22) 上記の取組みを通じて、全体のリスク管理フレームワークの高度化を図る。	(P22) 上記の取組みを通じて、運用リスク管理規程に基づき全体のリスク管理フレームワークの高度化を図る。	○文言の追記 ⇒ 運用リスク管理規程に基づいて全体のリスク管理フレームワークの高度化を図る必要があるため。
⑰	(P23) 8. 調査研究業務 (1)調査研究業務の充実 ③ 内外の経済動向の把握については経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者を活用し、適切なリバランス及びキャッシュアウトのため、市場及び地政学的リスク等に関する情報収集・分析を行う。	(P23) 8. 調査研究業務 (1)調査研究業務の充実 ③ 内外の経済動向の把握については経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者を活用し、適切なリバランス及びキャッシュアウトのため、市場及び地政学的リスク等に関する情報収集・分析を行う。またESGリスクの分析・管理のため、ESGに関する情報の整備・拡充を図る。	○文言の追加 ⇒ 当該年度において実施予定であるため
⑱	(P23) ④ 世界銀行と共同で、持続的な投資の促進に向け、債券投資におけるESGについて、ベンチマーク、ガイドライン、格付手法、リスク分析など実務的な課題に関して引き続き	(P23) ④ 持続的な投資の促進に向け、調査研究を踏まえ、債券投資におけるESGについて、投資に向けた実務的な検討を行う。	○文言の修正 ⇒ 昨年度の調査研究の結果を踏まえ、当該年度はより投資に向けた実務的な検討を行うため

項番	30年度計画	31年度計画(案)	《主な変更趣旨》
	研究を行う。		
⑱	(P26) 多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率性の向上を図る。特に、紙文書と電子文書の統合管理に向けた取組を推進する。	(P26) 多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化、RPA化等に取り組み、業務運営の効率性の向上を図る。特に、紙文書と電子文書の統合管理に向けた取組を推進する。	○文言の追加 ⇒運用管理室において、RPAを導入するため。
㉔	(P28) (5)管理運用法人のガバナンス体制の変更に伴い、経営委員会の立場から、現行規程の変更を行う。	<削除>	○文言の削除 ⇒平成30年度に終了予定のため。
㉕	<新規>	(P27) 第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (2)新たな業務リスク等管理について、試行の結果を踏まえ、業務リスク等管理規程を制定し、管理運用法人の業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの対応等を行う。	○文言の追加 ⇒平成31年度に実施予定のため。
㉖	(P27) 2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、管理運用法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させる。	(P27) 2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、以下の点を重点に監査及び監視を行う。 (1)ガバナンス強化の一環として平成30年度に大幅に見直した内部規程の施行状況を監視し、その実効性を検証する。 (2)監査委員が契約審査会や投資委員会に陪席することにより、管理運用法人の契約関係の公正性を確認するとともに、監査委員会が外部有識者を含む契約監視委員会を複数回開催し、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行う。 (3)監査委員会が、会計監査人候補者の選定を行うとともに、会計監査人及び監査室との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高める。	○文言の修正 ⇒当法人のガバナンスを強化するために監査委員会が実施する事項を具体的に記述する。 なお、30年度計画に記載のあった「～監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させる」ことについては、平成29年10月のガバナンス体制変更時に一旦手当てを終えており、今後は不断の見直しを継続して必要に応じて対応することとなるため、31年度計画には記載する必要はないと考える。
㉗	(P29)	(P29)	○文言の修正

項番	30年度計画	31年度計画(案)	《主な変更趣旨》
	<p>3. 情報セキュリティ対策</p> <p>情報セキュリティポリシー (基本方針)に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。</p>	<p>3. 情報セキュリティ対策</p> <p>情報セキュリティ管理規程 (基本方針)に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。</p>	<p>⇒ 平成 30 年度の規程見直しプロジェクトの結果、情報セキュリティポリシーは廃止し、基本方針については、情報セキュリティ管理規程に統合することとした為。</p>